

平成21年度秋田県包括外部監査報告書の概要

I 監査の対象

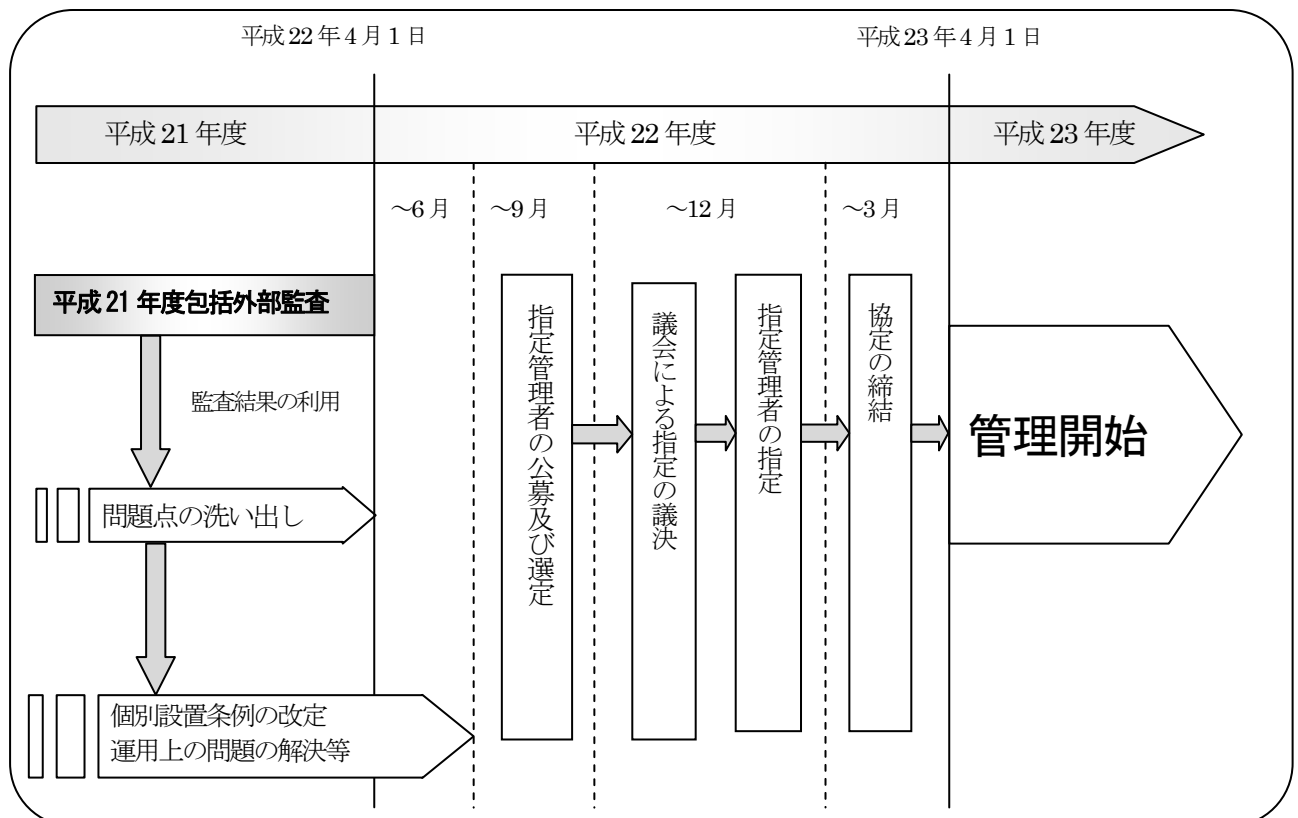
『指定管理者制度の運用状況について』

【選定した理由】

平成15年の地方自治法の改正により、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体」に公の施設の管理を代行させる指定管理者制度が創設された。秋田県においては、指定管理者制度導入計画を進めた上で、従来、外部委託していた施設等の大部分が平成18年4月から指定管理者制度へ移行している。

平成18年4月以前から指定管理者制度が導入されていた施設も含めて、これらの施設は制度導入から3年以上が経過しており、今後運用上の問題点を検証する必要がある。

また、秋田県においては基本的に指定期間を5年としているので、平成18年に導入した施設は平成22年度から更新手続きが開始される。よって、平成21年度中には指定管理者制度に係る運用上の問題点を洗い出し、さらには制度そのものを再整備しておく必要がある。



II 監査の対象とした直営施設及び指定管理者導入施設

直営施設については、【表 1】にある直営施設についてその妥当性を検討した。これは、平成 21 年度現在の全ての直営施設である。また、指定管理者制度導入施設については、【表 2】の施設を監査の対象とした。この結果、監査の対象とした「公の施設」は、直営施設が 36 施設、指定管理者制度導入施設が 37 施設となった。

【表 1】秋田県の直営施設（平成 21 年度現在）

No.	所管課	施設名	No.	所管課	施設名
1	情報公開センター	公文書館	15	県民文化政策課	総合生活文化会館 (秋田まるごとプラザ)
2	科学技術課	総合食品研究所	16	港湾空港課	秋田空港
3		農業試験場	17		大館能代空港
4		水産振興センター	18	建築住宅課	県営住宅(注 1)
5		森林技術センター	19	生涯学習課	大館少年自然の家
6		工業技術センター	20		岩城少年自然の家
7		高度技術研究所	21		保呂羽山少年自然の家
8		障害福祉課	精神保健福祉センター		22
9	障害者自立訓練センター		23		県立博物館
10	福祉相談センター		24		生涯学習センター本館
11	太平療育園		25		県立近代美術館
12	子育て支援課	女性相談所	26	農業科学館	
13	水産漁港課	漁港	27	保健体育課	スポーツ科学センター
14	県民文化政策課	総合生活文化会館 (イベント広場)			

(注1)秋田県の県営住宅の内、10 施設が秋田県の直営施設となっている。よって、直営施設は、合計で 36 施設となっている。

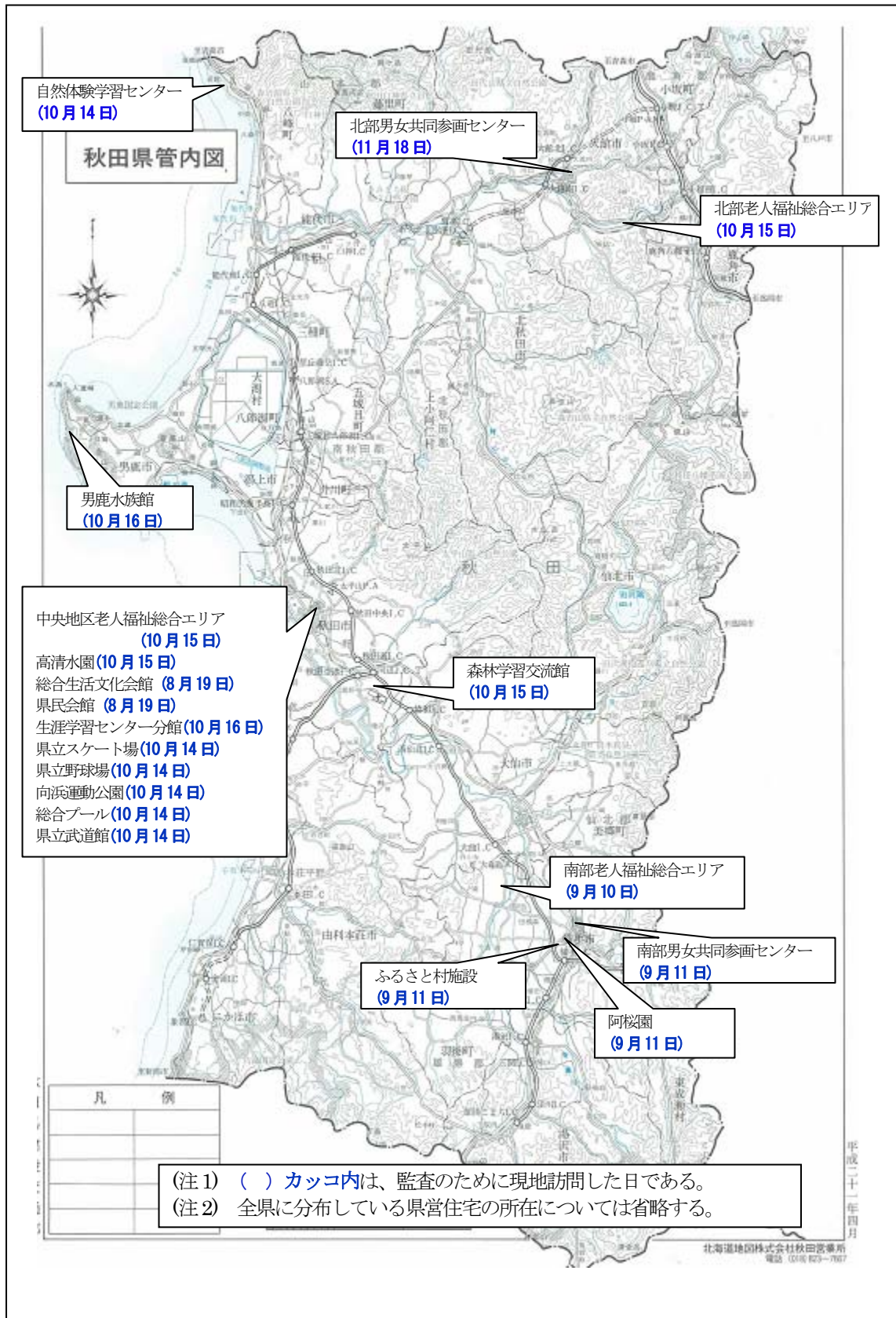
【表 2】 監査の対象とした指定管理者制度導入施設

No.	所 管 課	施 設 名	指 定 管 理 者	指 定期間(年)
1	長寿社会課	北部老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
2		中央地区老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
3		南部老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
4	障害福祉課	高清水園	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
5		阿桜園	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
6	県民文化政策課	総合生活文化会館 (音楽ホール、練習室等)	大星ビル管理(株)	H18～H22
7		総合生活文化会館 (多目的広場、美術展示ホール、研修室等)	秋田アトリオンビル(株)	H18～H22
8		県民会館	(財)秋田県総合公社	H18～H22
9	男女共同参画課	北部男女共同参画センター	(NPO)秋田県北エヌピーオー支援センター	H18～H22
10		南部男女共同参画センター	(NPO)秋田県南 NPO センター	H18～H22
11	水と緑の森づくり課	森林学習交流館	太平ビルサービス(株)	H18～H22
12	観光課	ふるさと村施設 (近代美術館を除く)	(株)秋田ふるさと村	H18～H22
13		男鹿水族館	(株)男鹿水族館	H16～H20 H21～H25
14	建築住宅課	県営住宅 (注1)	(財)秋田県建築住宅センター	H18～H22 (注2)
15	生涯学習課	生涯学習センター分館	(財)秋田県総合公社	H18～H22
16		自然体験活動センター	八峰町	H19～H23
17	保健体育課	県立スケート場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
18		県立野球場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
19		向浜運動広場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
20		総合プール	(財)秋田県総合公社	H18～H22
21		県立武道館	(財)秋田県総合公社	H15～H20 H21～H25

(注1) 指定管理者制度を導入した県営住宅は合計で17施設である。よって、監査の対象とした「公の施設」は、合計で37施設となる。

(注2) 指定管理者制度を導入した県営住宅は17施設の内、県営南ヶ丘住宅については、平成19年5月1日に新設されたものであり、指定期間は、平成19年5月から平成23年3月までとなっている。

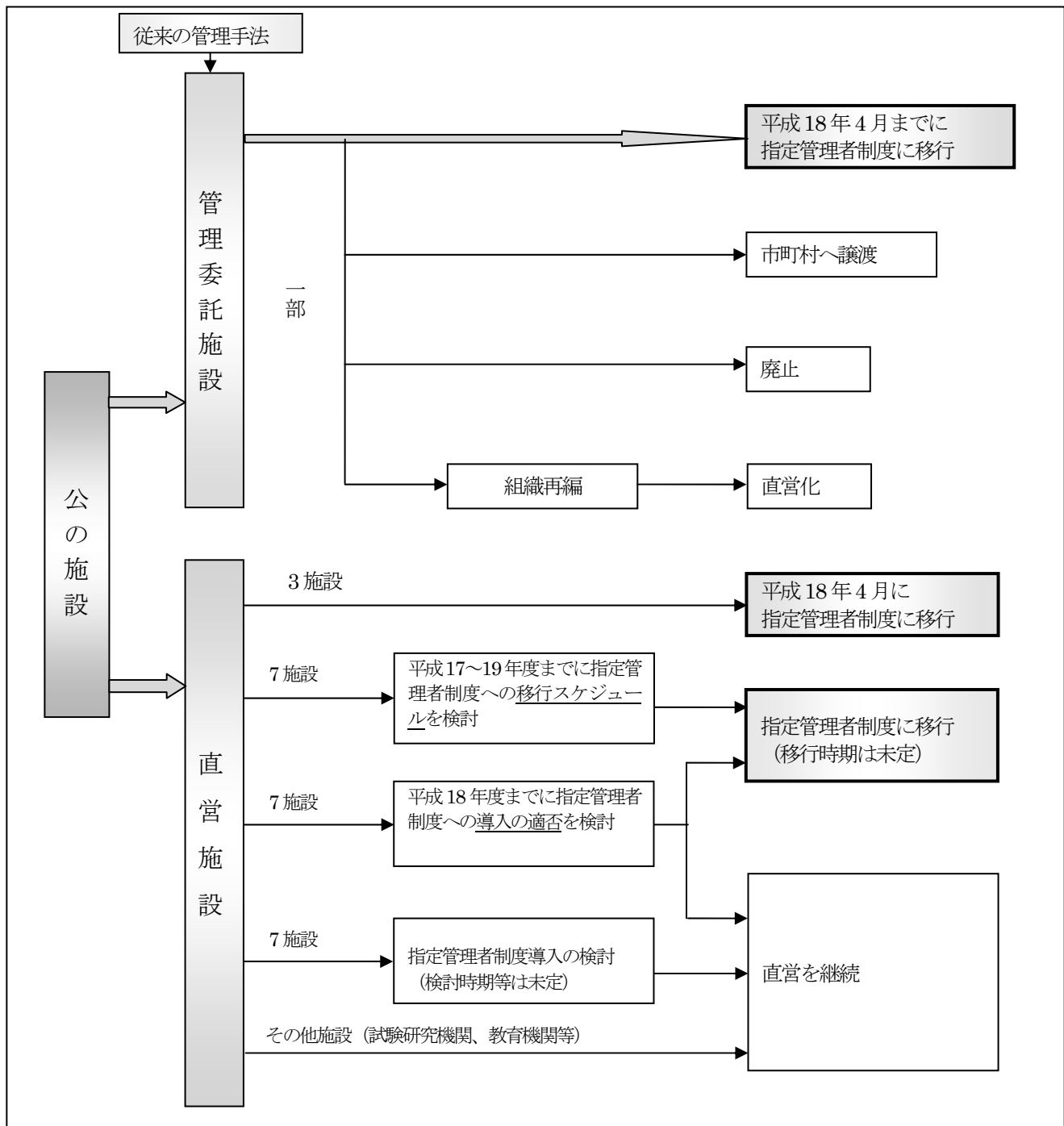
【図 1】 監査の対象とした指定管理者制度導入施設の県内分布



III 秋田県における指定管理者制度導入の考え方と導入状況

秋田県では「公の施設」を従来「外部委託していた施設」と「県直営で管理運営を行っていた施設」に分け、それぞれ次のような導入計画を検討した。

【図 2】 秋田県における指定管理者制度導入の考え方



この導入計画を実施した結果、平成20年4月時点における秋田県の指定管理者制度の導入状況は次のとおりである。

【表3】平成20年度における指定管理者制度導入状況

	公の施設数	指定管理者制度導入数	導入率
秋田県	133	89	66.9%
都道府県全体	11,724	6,882	58.7%

(注) 秋田県の数値は、監査の対象とした平成20年4月時点のものである。一方、都道府県全体の数値は平成21年4月時点のものである。

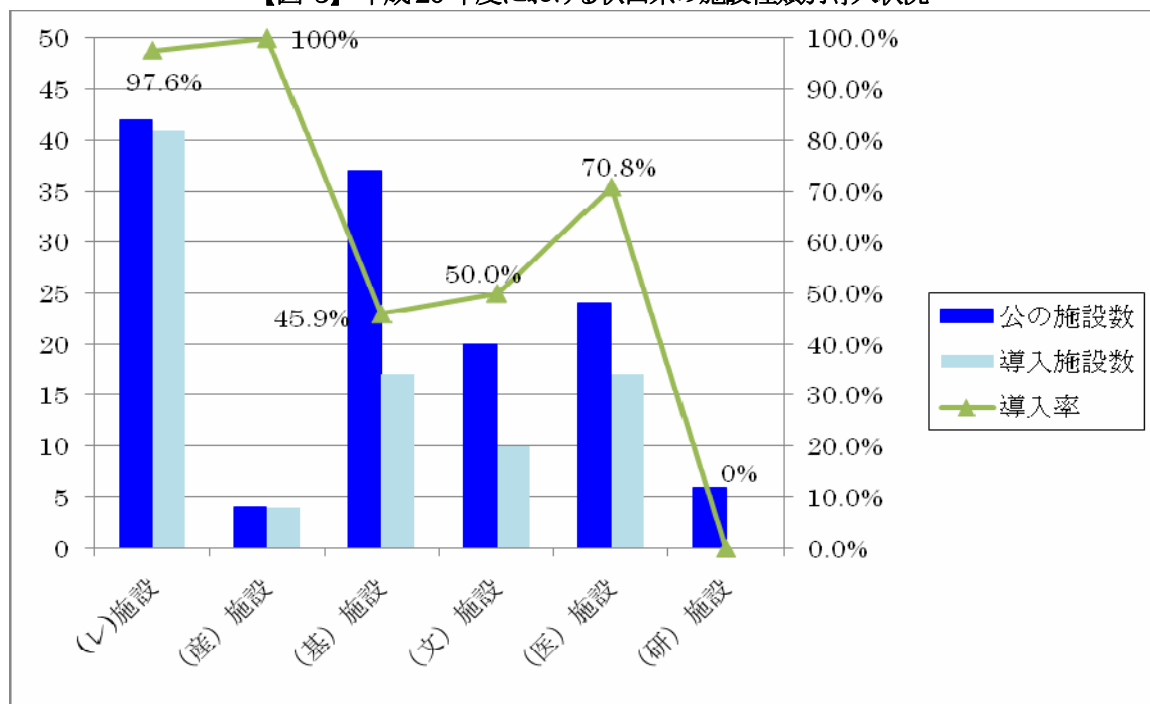
【表4】秋田県における指定管理者制度導入の年度別推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公の施設数	135	134	133	131
指定管理者制度導入数	88	88	89	95
導入率	65.2%	65.7%	66.9%	72.5%

【表5】平成20年度における秋田県の施設種類別導入状況

	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設	文教施設	医療・福祉施設	研究施設	合計
公の施設数	42	4	37	20	24	6	133
指定管理者制度導入数	41	4	17	10	17	0	89
導入率	97.6%	100%	45.9%	50%	70.8%	0%	66.9%

【図3】平成20年度における秋田県の施設種類別導入状況



IV 監査の結論－論点別－

1 指定管理料について

監査の意見	<p>指定管理料低減の問題</p> <p>秋田県は、高止まりしている公の施設の維持管理に要する費用を削減するための手段としてのみに指定管理者制度を利用するのではなく、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行う必要がある。ここで、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行うための指標として、「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)を活用することも1つの方法である。また、平成21年度を期限として整備することとなった財務4表の内、行政コスト計算書を施設別に作成することによって、施設ごとのパフォーマンスの結果を把握することができる。</p>
監査の結果	<p>債務負担行為の設定時期の問題</p> <p>指定管理者の指定と債務負担行為が同じ議会で承認されているが、本来指定管理者の公募前に債務負担行為額を決定するか公募後であっても債務負担行為額を決定する際に指定管理者との交渉の余地を残す必要がある。なお、平成20年度以降の公募から募集要項に債務負担行為額を明記することにより、指定管理者が不利になるという問題は解決された。</p>
監査の意見	<p>債務負担行為の設定額の問題</p> <p>債務負担行為額が過去の指定管理料の実績等をベースに慎重に査定したものであるなら、それ以上の縮減はしないこととすることが望ましい。</p>
監査の意見	<p>指定管理料の精算等について</p> <p>指定管理者のモチベーションの低下を防ぐため、精算方式又は変更協定書方式をとるのではなく原則指定管理料は渡し切りとすることが望ましい。</p>
監査の意見	<p>5年間の指定管理料の固定</p> <p>債務負担行為額と指定管理者からの提示額をベースとして、始めから指定管理期間(5年間)の指定管理料を固定することも1つの方法である。</p>
監査の意見	<p>実態に沿ったコスト情報の提供の指導</p> <p>秋田県は、指定管理者に対して、施設に関する偽りないコスト情報を収支計算書によって提供するよう強く指導する必要がある。</p>

2 施設サービスについて

監査の意見	<p>PDCA サイクルの中での施設サービスの評価</p> <p>計画段階で明確な数値目標の設定をする必要がある。</p>
監査の意見	<p>数値目標と指定管理料について</p> <p>数値目標は、指定管理料の水準などを考慮して慎重に決定する必要がある。</p>

3 直営施設について

現在の直営施設(36 施設)と所管課のコメント及び監査の意見をまとめると次のとおりである。

No.	施設名	所管課コメント	監査の意見
1	総合生活文化会館 (イベント広場)	いずれも一度導入しているが、それぞれの理由により現在は直営。	特にコメントなし
2	総合生活文化会館 (秋田まるごとプラザ)		
3	障害者自立訓練センター	H21 末に廃止が決定。	特にコメントなし
5	大館少年自然の家	老朽化のため縮小及び将来的な廃止を検討していることや、教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。秋田県における厳しい財政下では、サービス単位当たりコストを引き下げるため、指定管理者制度導入その他の対策を検討する必要がある。 (報告書の事例分析参照。)
6	岩城少年自然の家		
7	保呂羽山少年自然の家		
4	農業科学館	教育機関である企画部門と管理部門との分離が困難なため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。導入に向けた検討を進める必要がある。
8	県立近代美術館(管理部門)		
9	県立博物館(管理部門) 県立博物館(管理部門以外)		
11	県立図書館	教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。導入に向けた検討を進める必要がある。
12	公文書館	県立図書館と一体であるため。	
13	福祉相談センター	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
14	精神保健福祉センター	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
15	太平療育園	平成 21 年度末に地方独法化を予定	特にコメントなし
16	女性相談所	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
17	県営住宅 (秋田地域以外の 10 施設)	施設が秋田県内に広範囲に分布しているため直営としている。	現在、指定管理者制度を導入していない施設についても導入に向けた検討が必要である。
18	総合食品研究所	研究機関であるため	特にコメントなし
19	農業試験場	研究機関であるため	
20	水産振興センター	研究機関であるため	
21	森林技術センター	研究機関であるため	
22	工業技術センター	研究機関であるため	
23	高度技術研究所	研究機関であるため	
24	秋田空港	空港法等により、指定管理者の業務が限定されるため、導入のメリットがない。	特にコメントなし
25	大館能代空港		
26	生涯学習センター(本館)	教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	導入に向けた検討を行う必要がある。
27	スポーツ科学センター	研究機関であるため直営としている。	管理部門や会議スペースの運用についての導入の検討は今後も継続する必要がある。

4 指定管理者の選定について

(1) パッケージ公募について（グルーピングの妥当性）	
監査の意見	概ね問題はない。
(2) 公募、非公募について	
監査の意見	非公募施設の指定期間について 非公募に合理性が認められる施設について指定期間を5年以上(たとえば10年)とするなどを検討することも必要である。
監査の意見	指定管理者が市町村の場合 秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。
監査の意見	秋田県立美術館について 指定期間については新県立美術館の今後のスケジュールを勘案しつつ慎重に検討することが望まれる。
(3) 指定管理者選定における競争性の確保について	
監査の意見	秋田県における競争性確保に向けた取り組みについて 秋田県が行っている見直しは一定の評価ができる。
監査の意見	指定管理者の資格要件の限定の排除 今後、指定管理者を募集する際には、指定管理者選定における競争性を高めるために可能な限り県内に(主たる)事務所を置く法人その他の団体といった資格要件を設けないことが望ましいものと思われる。
監査の意見	競争性が働いていない公募施設について 秋田県として、施設の特徴を慎重に検討した上で公募、非公募の使い分けをする必要があると考える。

5 その他

(1) 指定管理者が購入した備品の所有権	
監査の意見	備品の帰属 秋田県としては、今後業務に支障がないように備品の帰属については慎重に検討する必要がある。
(2) 小破修繕費用の取扱いについて	
監査の意見	小破修繕費用の精算について 小破修繕費用の運用の実効性を高めるためにも、今後精算方式を実務においても実行していくことが望ましい。
監査の意見	指定管理者に対する正確なコスト情報の提供の指導 小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を指定管理者に指導する必要がある。
(3) モニタリングの実施状況	
監査の意見	所管課におけるモニタリング実施体制の確立 今後、各課がモニタリングを実施する必要がある。なお、これにより秋田県における所管課担当者のノウハウの維持にもつながる。

V 監査の結論－施設別－

1 県営住宅

	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……秋田県建築住宅センター ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等……指定管理料 ● 公募、非公募……公募
<p>監査の意見</p>	<p>秋田市近郊以外指定管理者制度を採用しないことについて</p> <p>秋田県全土一括での公募も可能という条件を残し、北部、中部、南部の3つのエリアに分け公募するなどの工夫をした上で、全ての県営住宅について指定管理者制度導入の検討をする必要がある。また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも、近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>非公募による選定について</p> <p>県営南ヶ丘住宅のみが非公募によって指定管理者が選定されているが、これは、他の指定管理者導入施設との一体運営が効率的との判断より同じ指定管理者に非公募により単独指定されたことによる。</p> <p>非公募の理由には合理性がある。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>収支計算書について</p> <p>指定管理料と収支決算との関係がわかるように収支計算書の表示方法を見直すことが望ましい。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>指定管理料の精算について</p> <p>協定書を締結する時点で渡し切りとする費目と年度末に精算する費目の区分を明確にすると同時に、精算する費目については収支報告で区分した上で内訳も詳細に報告させることが望ましい。</p>

- 2 北部老人福祉総合エリア
- 3 中央地区老人福祉総合エリア
- 4 南部老人福祉総合エリア

<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……秋田県社会福祉事業団 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等…指定管理料、利用料金併用 ● 公募、非公募……公募 	
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。
監査の意見	設備の利用状況（北部） 「茶室」など利用率が極端に低い箇所(設備)については、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。
監査の意見	施設の運営主体（中央） 中央シルバーエリアの現状を鑑みると、県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。
監査の意見	宿泊事業のあり方（中央） 宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。
監査の意見	設備の利用状況について（南部） 破損して利用できないテニスコートについて、今後の用途を明確にした上で必要な措置が必要である。
監査の意見	使用が困難な非常用設備について（南部） 使用が困難な非常用施設を撤去する必要がある。また、このような状態で放置されてきた原因を調べた上で今後このようなことがないようにする必要がある。

監査の意見	宿泊施設について（南部） 利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。
監査の意見	在宅老人介護センター、診療リハビリセンター終了後の対応（南部） コミュニケーションセンター入口に向かって左側に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンターがあった区域がある。これらはいずれも終了しているが、終了後の空きスペースを有効活用しきれていない場所があった。何らかの活用の検討が必要である。

5 高清水園、阿桜園

<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……秋田県社会福祉事業団 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等…指定管理料 ● 公募、非公募…公募 	
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。
監査の意見	指定管理者を公募することの妥当性について 公募としたことが妥当であったかは疑問である。今後は、公募とするか非公募とするかについて慎重な検討が必要であろう。

6 総合生活文化会館

	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……大星ビル管理株式会社(音楽施設) 秋田アトリオンビル株式会社(展示ホール等) ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等……指定管理料 ● 公募、非公募……公募
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
監査の意見	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に(主たる)事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
監査の意見	<p>指定管理者の統一の検討</p> <p>総合生活文化会館について、指定管理者の統一を図ることが望ましい。</p>
監査の意見	<p>県主催事業と自主事業の明確化の必要性</p> <p>催し物や演奏会と判断するには困難なものについては県主催事業ではなく、自主事業、すなわち指定管理者が自ら企画・立案して、自己の責任と費用(管理委託料を除く)において実施する事業として行う必要がある。</p>
監査の意見	<p>県主催事業の既得権化の防止策と公演料の透明性の必要性</p> <p>公演料の決定にあたり主催者側に交渉の余地を残すための公演料の基準や、収支が赤字である公演を継続的に実施する場合は既得権化の防止策を定める必要がある。</p>
監査の意見	<p>入場者数増加のための地元演奏家の公演の自主事業への移行の必要性</p> <p>指定管理者と演奏家で折半する等により、両者のモチベーションを高める公演料の設定方式を検討することが望ましい。</p>
監査の意見	<p>県主催事業に関わる協賛者の開示の必要性</p> <p>平成20年度の県主催事業の実施にあたり、協賛者名を開示し県単独ではなく協賛によっていることを明らかにすることが望ましい。</p>
監査の意見	<p>利用率の低い施設の対策と自主事業による利用の検討の必要性</p> <p>利用率の低い施設については原因を分析し対策を講じる必要がある。また、指定管理者自らが自主事業として当該施設を利用して収益事業を行うことも1つの方法である。</p>

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……秋田県総合公社 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等……指定管理料 ● 公募、非公募……公募
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
監査の意見	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
監査の意見	<p>所管課が異なることによる非効率</p> <p>両施設の所管課を一本化することについて検討する必要がある。</p>
監査の意見	<p>県民会館と生涯学習センター分館の役割分担について</p> <p>将来的には同一施設として運用していくことについても検討する必要がある。</p>
監査の意見	<p>収支状況について</p> <p>事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。</p>
監査の意見	<p>施設設備について</p> <p>将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。</p>
監査の意見	<p>利用料金の支払い方法について</p> <p>今後は管理を適切に実施でき、しかも同時に利便性を考慮した別の方法を検討してもいいのではないかと思われる</p>

8 北部男女共同参画センター

9 南部男女共同参画センター

<p>● 指定管理者……秋田県北 NPO 支援センター(北部) 秋田県南 NPO センター(南部)</p> <p>● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>● 指定管理料等……指定管理料</p> <p>● 公募、非公募……公募</p>	
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
監査の意見	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
監査の意見	<p>収支状況について</p> <p>当初の県の指定管理料の積算や審査段階における経費削減の計画性という項目の吟味などに誤りがなかったか検討すると同時に、指定管理者に対して当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に収支報告書に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。</p>
監査の意見	<p>審査項目について</p> <p>男女共同参画についてのその団体の考え方及びその普及方法の計画性などにもっと重きを置いた審査・選考を行うべきではないかと考えられる。</p>
監査の意見	<p>子どもサロンの有効活用について(南部)</p> <p>託児設備を必要とするあるいは積極的に活用してくれそうな若い母親やそのような人が多く在籍する団体などにターゲットを絞って、当センターを利用してもらうべく周知宣伝するなど工夫した運営を行うことが望ましい。</p>

10 森林学習交流館

<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……大平ビルサービス株式会社秋田支店 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等……指定管理料 ● 公募、非公募……公募 	
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
監査の意見	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
監査の意見	<p>損益状況の明確化</p> <p>収支上の問題を明確化するために、そして県と指定管理者の責任範囲を明確化するために事業別の損益を明確化しておく必要がある。秋田県は指定管理者と十分に協議し、具体的な対応を図る必要がある。</p>
監査の意見	<p>設置目的の成果の明確化</p> <p>設置目的を達成するために公益性の高い学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数を増やしていくことが望まれる。そのために、学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数について具体的な目標数を定めておき、実績との対比を的確に行うとともに、その損益状況を明確にする必要がある。</p>
監査の意見	<p>宿泊施設の廃止</p> <p>クリプトンの宿泊施設に関する事業は廃止を検討する必要がある。</p>

11 ふるさと村施設

<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……株式会社秋田ふるさと村 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) ● 指定管理料等……指定管理料、利用料金併用 ● 公募、非公募……公募 	
--	--

監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。
監査の意見	競争原理と今後の選定方法 指定管理者は(株)秋田ふるさと村となっている。この名称が原因で他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。
監査の意見	小破修繕費の精算の必要性 平成 20 年度において、小破修繕費用に充当されなかった 466 千円は県に返還する必要があった。今後は精算方式を実行することが望ましい。
監査の結果	事業報告書の提出と指定管理者制度に対する理解の必要性 秋田県及び指定管理者は指定管理者制度の趣旨を理解し、その効果的な運用を図るため要件を備えた年次報告書の提出が必要である。
監査の結果	事務所スペースの自動販売機について 事務所スペースの自動販売機は、秋田県財務規則 329 条による使用許可を行い行政財産使用料徴収条例による使用料の徴収を行う必要がある。
監査の意見	サービス向上と利用促進・収益向上に向けた努力 秋田県は指定管理者に対し、テナントの入居基準の見直しを含め、利用者数や利用料収入の増加のための努力を要請する必要がある。
監査の意見	工芸工房の作品の定期的な入れ替えと店舗等の紹介 工芸工房の展示品を多様化し、リピーターの増加を確保する必要がある。
監査の意見	応募の際の事業計画書の未実施（監査の意見） 秋田県は、応募の際の事業計画書の内容の実施も含めて指定管理者に対し必要な指導を行い、施設の利用促進のための施策やサービス向上を図る必要がある。
監査の意見	メールマガジンの集客要素の充実の必要性 メールマガジンにおいて、魅力ある項目を追加するなどによって集客効果を高める必要がある。

12 男鹿水族館

	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……株式会社男鹿水族館 ● 指定期間……5年(平成21年4月1日～平成26年3月31日)(2回目) ● 指定管理料等……指定管理料、利用料金併用 ● 公募、非公募……公募
<p>監査の結果</p>	<p>選定委員の選定</p> <p>実際の選定にあたっての採点及び審査は4人の委員で行われていた。定足数については基本方針等に具体的な規定はないが、応募者の取締役が選定委員長を務めることは、採点や審査に参加しなくても会務を総理する以上は他の委員の審査や判断に影響を与える可能性があり、本来であれば職務代理者を置く必要があった。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>競争原理と今後の選定方法</p> <p>男鹿水族館の指定管理者に応募する際の申請資格は「水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することが出来る法人その他団体であること」となっている点は評価できる</p> <p>しかしながら、結果的に応募者数は1者のみであった。当該施設の指定管理者は㈱男鹿水族館となっていることより、他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>利用者数増加のためのPR施策について</p> <p>利用者増加のために個人観光客などを対象としてPR活動を積極的に行う必要がある。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>生物購入費用の積み立てと精算の必要性について</p> <p>生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額については、精算をする必要があった。なお、生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額について指定管理期間中は積み立てを行い、最終年度で精算する等の対応を図ることも検討の余地がある。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>意思決定の遅れの防止による魅力の強化</p> <p>男鹿水族館は他の水族館から魅力のある生物を借りるためには不利な状況にないようにするために、男鹿水族館の飼育する生物や他の水族館等の生物の需給の状態を勘案した結果当初の計画を変更することが望ましいと判断される場合は、柔軟な対応を取ることが可能なように仕様書の見直しを行うことが望ましい。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>海獣や魚類を展示する水族館や動物園の運営方法の比較の必要性</p> <p>男鹿水族館の管理運営方法、すなわち指定管理者の経営のありかた、指定管理者と県の関係、県の水族館の経営に関する考え方が、海獣や魚類を展示する他の水族館や動物園と比べて遜色ないものであるのかどうかを検討する必要がある。</p>

13 自然体験活動センター

<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……八峰町 ● 指定期間……5年(平成19年7月1日～平成24年3月31日) ● 指定管理料等…利用料金制 ● 公募、非公募……非公募 	
監査の意見	<p>秋田県と市町村との関係</p> <p>秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。</p>
監査の意見	<p>収支の状況</p> <p>秋田県は、八峰町と連携しつつ赤字解消に向けた PR 活動を積極的に行う必要がある。</p>
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>指定期間について</p> <p>秋田県としては、指定期間を5年以上(たとえば10年)とするなどを検討することも必要である。</p>

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

（秋田県立総合プール、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立運動広場、秋田県立武道館）

	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者……秋田県総合公社 ● 指定期間……5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日) (但し、秋田県立武道館は平成16年3月～平成21年3月) ● 指定管理料等……指定管理料 ● 公募、非公募……公募
監査の意見	<p>選定委員の選定</p> <p>選定委員は過半数を外部者にすべきである。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。</p>
監査の意見	<p>募集期間について</p> <p>募集期間については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。</p>
監査の意見	<p>申請資格の限定</p> <p>指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。</p>
監査の意見	<p>部分利用料金制の導入について</p> <p>指定管理者のインセンティブにつながるのであれば、部分利用料金制の導入などを検討することが望ましい。</p>
監査の意見	<p>募集単位について</p> <p>秋田県立スケート場、秋田県立野球場及び秋田県立運動広場を1つのパッケージで公募していることは妥当な判断である。但し、今後は別々の募集要項で募集するのではなく、1つの募集要項で募集するなど今まで以上の事務の効率化を検討する必要がある。また、秋田県立総合プール等も含めて一括して選定することも検討に値するものと思われる。</p>
監査の意見	<p>指定管理者制度導入の効果について（秋田県総合プール）</p> <p>サービスの向上に向けて、今以上の利用者増加に向けての取り組みと施設の維持管理に対する配慮が必要である。</p>
監査の意見	<p>事業そのもののあり方について（秋田県立運動広場）</p> <p>秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。</p>

VI 外部監査の結論－秋田県総合公社と指定管理者制度について－

監査の意見	<p>指定管理者である総合公社への対応</p> <p>秋田県及び総合公社とも利用者数の増加に向けてより真剣に取り組んでいくことが必要である。</p>
監査の意見	<p>収支均衡の問題</p> <p>総合公社は指定管理業務の収支報告の記載方法について、実態が明瞭に表示されている表示方法に改めていくよう秋田県と協議する必要がある。</p>
監査の意見	<p>利用促進策の問題</p> <p>向浜スポーツゾーンの事業報告書を見ると、平成19年度と平成20年度の利用促進策がほぼ同一内容となっている。利用者数が伸び悩んでいる施設では利用促進策の大幅な見直しが必要である。</p>
監査の意見	<p>歳入増減の主な原因の記載</p> <p>事業報告書は指定管理業務の成果を具体的に示す必要があり、歳入歳出の予算あるいは前年度決算額との変動については、その原因を具体的に記載しておく必要がある。</p>

以上